



じょうりんちゃん
(城陽イメージキャラクター)

お問い合わせは 国保医療課 (〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16・17 ☎56-4038 FAX56-3999) へ

表(1)平成29年度保険料の料率

区分	平成29年度	平成28年度	差引
医療分	所得割率	8.28%	8.28%
	均等割額	23,630円	23,630円
	平等割額	26,840円	26,840円
	賦課限度額	540,000円	540,000円
支援分	所得割率	2.87%	2.87%
	均等割額	7,880円	7,880円
	平等割額	9,100円	9,100円
	賦課限度額	190,000円	190,000円
介護分	所得割率	3.12%	3.12%
	均等割額	8,570円	8,570円
	平等割額	6,920円	6,920円
	賦課限度額	160,000円	160,000円

保険料率の変更は
ありません。



平成29年度国民健康保険料のしくみ 国保が守るみんなの健康

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険や共済組合などに加入していない人が病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるための制度で、国・府・市の負担金などの公費(税金)と加入者の保険料によって医療費がまかなわれています。市では、平成29年4月1日現在で、12,256世帯、19,953人が国保に加入されています。今回は、国民健康保険制度の保険料のしくみについてお知らせします。

保険料の負担

国保に加入しているみなさんに納めていただく保険料は医療分・支援分・介護分に分かれています。「医療分」は加入者の医療にかかる分、「支援分」は後期高齢者医療を支える分です。また、「介護分」は40~64歳までの国保加入者(介護保険の第2号被保険者)の分です。それぞれの負担の考え方は、医療分の保険料は1年間に必要な医療費の見込額から、また支援分は後期高齢者の医療にかかる費用から、介護分は社会保険診療報酬支払基金に納付する介護納付金に要する費用から、それぞれ国・府・市の負担金などを差し引いた残りを加入者が負担しあうものです。

保険料の料率

保険料として納めていただくのは、医療分と支援分、介護分それぞれの所得割額・均等割額・平等割額を合計した額です。平成29年度保険料の単価や率は、表(1)をご覧ください。

保険料の限度額

このように、保険料は世帯の所得や加入者の人数により異なるものですが、保険料が高い人も低い人も、受けられる医療などの内容はみなさん同じです。そのため、保険料には負担の限度額が設けられています。医療分、支援分、介護分それぞれの賦課限度額は表(1)のとおりです。

保険料の計算方法

保険料は、加入者全員の前年の所得金額や加入者数をもとに計算します。「平成29年度国民健康保険料納入決定・更正通知書」が届きましたら、その内容について表(1)・表(2)・裏面の表(3)を参考に、ご自身で計算してみてください。

保険料の変更

年度の途中で世帯や加入者などに変更があったときは、保険料を月単位で計算し、届出の翌月以降に「国民健康保険料納入決定・更正通知書」を送付します。保険料は、加入の届出をした日からではなく、国保の資格を取った月から資格を失った月の前月までの計算となります。

保険料の軽減

所得が一定額より少ない世帯に対して、保険料の7割・5割・2割分を軽減する制度があります。保険料のうち均等割額と平等割額を軽減するもので、医療分・支援分・介護分それぞれに適用されます。すべて所得の申告書などにより行いますので、必ず確定申告など所得の申告をお願いします。判定基準は裏面の表(3)をご覧ください。

保険料の特別徴収

平成29年度の保険料の特別徴収(年金からの天引き)が、平成29年4月支給分の年金から始まっています。4月支給分、6月支給分の年金から特別徴収される人には「国民健康保険料特別徴収仮徴収額通知書」を送付しています。特別徴収の対象となるのは、○国保加入者全員が65歳以上の世帯 ○年金支給額が年額18万円以上の世帯

表(2)平成29年度保険料の計算方法

保険料 = 医療分 + 支援分 + 介護分

$$\begin{matrix} \text{医療分} \\ \text{支援分} \\ \text{介護分} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{加入者全員の} \\ \text{賦課総所得金額} \end{matrix} \times \text{所得割率} + \begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{加入者数} \times \text{均等割額} \end{matrix} + \text{平等割額}$$

※賦課総所得金額 = 総所得金額 - 基礎控除金額 (330,000円)
※介護分は、40~64歳までの国保加入者にかかります
※それぞれの計算の後、100円未満は切り捨てます

(例)世帯主41歳、妻38歳、子14歳の場合(妻・子の所得はないものとします)

加入者の総所得金額	軽減割合	医療分	支援金分	介護分	保険料(合計)
33万円	7割	29,200円	9,800円	4,600円	43,600円
114万円	5割	115,900円	39,600円	33,000円	188,500円
180万円	2割	199,800円	68,300円	58,200円	326,300円
300万円	-	318,800円	109,300円	98,700円	526,800円
600万円	-	540,000円	190,000円	160,000円	890,000円

※保険料軽減の判定基準は裏面の表(3)に記載しています

保険料の特別徴収

平成29年度の保険料の特別徴収(年金からの天引き)が、平成29年4月支給分の年金から始まっています。4月支給分、6月支給分の年金から特別徴収される人には「国民健康保険料特別徴収仮徴収額通知書」を送付しています。特別徴収の対象となるのは、○国保加入者全員が65歳以上の世帯 ○年金支給額が年額18万円以上の世帯

保険料の特別徴収からの変更

特別徴収(年金からの天引き)により保険料を納めていただいている人は、金融機関への届出後、国保医療課への変更が必要です。7月未だに届け出た場合、10月支給分の年金からの天引きを中止できます。

- 介護保険料と国民健康保険料の合計金額が年金支給額の2分の1を超えない世帯
- この3つの条件をすべて満たす世帯主(国保加入者)です。
- ただし、これまで口座振替により保険料を滞りなく納付されている場合は、引き続き口座振替で納付できます。
- ②国保医療課への届出
- ・被保険者証
- ・はんこ
- ・口座振替依頼書控え

高額療養費の自己負担限度額が変わります

制度改正により平成29年8月診療分から、70歳以上のみなさんの高額療養費の自己負担限度額が変わります。

高額療養費制度とは、ひと月の医療費が高額になった場合、定められた自己負担限度額を超えて支払われた分を払い戻す制度です。自己負担限度額は個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

なお、70歳未満の人の自己負担限度額は変更ありません。

■自己負担限度額(70歳以上の人の場合)

○平成29年7月まで

適用区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の人	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円※2)
一般	課税所得 145万円未満の人(※1)	12,000円	44,400円
住民税非課税等	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円



○平成29年8月から

適用区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の人	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円※2)
一般	課税所得 145万円未満の人(※1)	14,000円 (年間上限14万4,000円)	57,600円 (多数回44,400円※2)
住民税非課税等	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

※1 世帯収入の合計が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下の場合も含まれます
 ※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります

国保料の納付は口座振替で
 口座振替(自動払い込み)を新規申込・変更する場合は、『口座振替依頼書』を、新たに利用する市の取扱金融機関などの窓口へ提出してください(廃止の場合は、現在利用されている金融機関などで手続きをお願いします)。
 また、市役所窓口にて「Payeasy(ペイジー)口座振替受付サービス」を実施しています。金融機関のキャッシュカードを使い、口座振替の申込が窓口でできるサービスです。手続きの際には、金融機関のキャッシュカードと本人確認書類をご持参ください。
利用できる金融機関
 京都銀行、南都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、ゆうちょ銀行

保険料を滞納する
 保険料を滞納すると、納付状況に応じて有効期限が3カ月・6カ月・12カ月などに限定される「短期被保険者証」の交付になります。この短期被保険者証の有効期限が切れるときには、更新の通知と保険料納付のお願い、納付が困難な場合の相談先京都府税務機構(☎46)6568)をご案内しています。保険料が未納で被保険者証の有効期限が切れても国保の資格はありますので、医療機関にかかるときは必ず事前に、国保医療課にご相談ください。

保険料の減免
 保険料の納付が困難な状況の人には、市が定める基準を満たした場合に限られます。所得の減少については、市の定める基準を満した場合には、市が定める基準に基づき審査を行います。
70歳以上の負担割合
 平成26年4月1日から、70〜74歳の人の窓口負担は、次のとおりとなります。

また、災害やその他特別な事情がないのに納期限から1年以上保険料を滞納すると、被保険者証ではなく「被保険者資格証明書」の交付になります。資格証明書の交付を受ける場合、医療費はいたん全額自己負担となります。どうしても保険料の納付が困難な場合は、お早めに国保医療課にご相談ください。

表(3)平成29年度保険料の軽減判定基準

軽減割合	世帯の所得
7割軽減	(33万円)以下
5割軽減	(33万円+27万円×加入者数)以下
2割軽減	(33万円+49万円×加入者数)以下

○誕生日が昭和19年4月1日以前の人：平成26年4月以降も負担割合は1割(現役並み所得者は3割)
 ○誕生日が昭和19年4月2日以降の人：誕生日の翌月(ただし誕生日が1日の人はその月)から2割(現役並み所得者は3割)
ジェネリック医薬品を使いましょう
 ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、効き目や安全性が実証されている薬(先発医薬品)と主成分が同一であることなどが審査され、国から製造・販売が承認された安価な薬です。ジェネリック医薬品に切り替えることで、窓口負担が軽減されます。市では国民健康保険加入者でジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬の負担額を低減できる可能性がある人に差額通知を送付していますので参考してください。※薬

代が下がっても、処方せん料などの有無により、支払金額は先発医薬品使用時と変わらなかつたり、逆に上がったりすることもあります。切り替えについては、かかりつけの医師・薬剤師にご相談ください。
各種がん検診 受診費用助成券
 各種がん検診を10月31日まで(子宮頸がん検診・乳がん検診は12月28日まで)実施しています。受診時点で国保に加入している場合は、窓口で負担された受診費用は、国保から還付します。ただし、子宮頸がん検診の対象者は20歳以上の西暦偶数年生まれの女性、乳がん検診の対象者は40歳以上の西暦偶数年生まれの女性です。還付手続きに必要な「受診費用助成申請書」(ハガキ)が届いていない場合は国保医療課までご連絡ください。

人間ドック・脳ドック受診補助の申込の結果について

4月12~21日まで募集しました平成29年度の人間ドック・脳ドック受診補助の申込状況の集計結果は下表(4)のとおりです。定員を超える多数の申込がありましたので、国民健康保険運営協議会委員による抽選で決定しました(申込者全員に結果通知を送付しています)。

- 抽選の際の優先順位は次のとおりです。
- ① 平成28年度落選した人
 - ② 平成28年度申し込みをしていない人
 - ③ 平成28年度当選したが、キャンセルした人
 - ④ 平成28年度当選し、受診した人

※今年度75歳になる人は、高齢者(75歳以上)の人間ドック・脳ドックにおける申し込みは初めてとなりますので、②に該当します
 なお、人間ドックのみのコース、人間ドック・脳ドックの併用コースを受診される人は、特定健診および75歳以上の人を対象とした健康診査を受けることができませんのでご注意ください。

表(4)平成29年度人間ドック・脳ドック申込結果

健診種別	国保加入者のドック		高齢者(75歳以上)のドック	
	申込者数	定員	申込者数	定員
人間ドック	396人	210人	165人	65人
脳ドック	161人	100人	155人	80人
人間ドック・脳ドック併用コース	859人	460人	376人	180人
合計	1,416人	770人	696人	325人

い(子宮頸がん検診・乳がん検診の無料クーポン券が届いている人は、無料クーポン券で受診してください)。
 ※無料クーポン券について詳しくは保健センター(☎55)1111へお問い合わせください。
特定健診が無料で受けられます
 40歳以上75歳未満の国保加入者を対象に、10月31日まで特定健康診査(特定健診)を実施しています。対象者には個別に通知しています。

還付金詐欺にご注意ください!
 市職員や日本年金機構などの職員などを名乗り、「医療費の還付金がまだ返金されていない」と言われ、ATMから振り込みをさせる被害が発生しています。城陽市では保険料や医療費などの還付の通知は全て文書で行い、申請いただいた振込先に振り込みますので、電話で返金をお知らせすることはありません。また、ATMから返金することは絶対に行いません。

※不審な電話がかかってきたら、関係機関にお問い合わせください(☎56)4052、城陽警察署(☎53)0110)。
 ④ATMに行くように言われたら詐欺かと疑う
 ③振り込む前に家族に相談する
 ②必ず本人や関係行政機関に連絡する
 ①慌てない、動揺しない
 ④ATMに行くように言われたら詐欺かと疑う
 ③振り込む前に家族に相談する
 ②必ず本人や関係行政機関に連絡する
 ①慌てない、動揺しない

